

山口市上下水道事業競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 この心得は、山口市上下水道事業管理者が発注する建設工事、建設コンサルタント業務等（測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務）並びに物品調達及び業務委託（建設コンサルタント業務等を除く。）の競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が守らなければならない事項について定めたものであり、入札に当たって入札者はこの心得を承知の上、参加するものとする。

(関係法令等の遵守)

第2条 入札者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、建設業法（昭和24年法律第100号）、山口市財務規則（平成17年山口市規則第44号）、山口市工事執行規則（平成17年山口市規則第164号）、山口市上下水道局会計規程（水道局規程第26号）その他関係法令及びこの心得を遵守するものとする。

(入札参加)

第3条 入札者は、入札公告又は指名通知書（「入札の執行について（通知）」）の記載内容及び仕様書、設計書、図面、その他関係書類（以下「設計図書類等」という。）を熟覧の上、適正な積算を行い、入札しなければならない。この場合において、設計図書類等について疑義があるときは、指定期日までに内容質問書を提出することにより質問することができる。

- 2 一般競争入札又は条件付一般競争入札に参加しようとする者は、公告を掲示場（山口市公告式条例（平成17年山口市条例第3号）第2条第3項の掲示場をいう。）又は市ホームページで閲覧し、設計図書類等をダウンロード又は発注課において閲覧若しくは引渡し、貸与を受けることができる。なお、ダウンロードにより設計図書類等を閲覧する際に必要となるパスワードは、パスワード照会・回答書（様式第1号）を発注課にファックス送信することにより取得（パスワードの照会期限は入札日の前々日午後5時まで）することができる。
- 3 一般競争入札又は条件付一般競争入札で参加資格を事前審査する場合は、公告で定められた日時までに参加申請を行わなければならない。
- 4 指名通知を受けた者は、指定された日時において設計図書類等をダウンロード又は発注課において引渡しを受けることができる。
- 5 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者は参加することはできない。

(入札保証金)

第4条 入札者は、入札執行前に、見積る入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札者は、入札執行宣言から入札執行終了宣言まで、外部の者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行ってはならない。

4 入札者は、入札執行宣言から入札執行終了宣言まで、私語及び誤解を招くような不審な行為はしてはならない。

5 入札者は、落札者の決定の前に、他の入札者に対して入札価格又は辞退の意思を開示してはならない。

(建設工事における入札参加資格確認申請までの技術者変更)

第6条 原則として配置予定の主任技術者等の変更は認めない。ただし、総合評価方式による一般競争入札又は条件付一般競争入札で、契約締結前に入札者のやむを得ない事由による配置技術者の変更は、事後審査方式の場合に限り認める。この場合、入札公告時に提示した要件により「資格」、「施工経験」及び「継続学習取組状況」の全ての項目について、変更前の配置技術者と同等以上の評価を受けることができる者に変更しなければならない。なお、配置技術者を変更した場合でも、加算点の変更は行わない。ただし、配置技術者からのヒアリングを行った場合は、配置技術者の変更を認めない。

(入札の辞退)

第7条 入札者は、入札書（様式第2号の1又は様式第2号の2）を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札者は、入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより辞退するものとし、口頭による辞退は、これを認めないものとする。

(1) 入札開始前にあっては、入札辞退届（様式第3号）を発注課に提出して行う。ただし、郵送により提出する場合にあっては入札（開札）日の前日（前日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、その日を除く。）までに入札辞退届が発注課に届くことを必要とする。なお、緊急により、あらかじめ入札辞退届を提出できない場合には、辞退する旨を連絡し、速やかに、入札辞退届を提出する

ものとする。

(2) 入札開始後にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札と同様の方法により入札執行者に提出して行う。

3 入札者は、入札書を提出した後は、辞退することはできない。ただし、郵便入札による場合に限り、入札公告又は指名通知書で指定した開札日時までに入札辞退届を入札執行者に直接持参して提出することにより辞退することができる。

4 入札者は、提出した入札辞退届を撤回することはできない。

5 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、指名競争入札において入札辞退届を提出しない者については失格とし、この限りでない。

(入札執行)

第8条 入札の回数については、予定価格を事後に公表する場合は原則3回、予定価格を事前に公表する場合は1回とする。

2 指定の入札開始時間経過後の入札者の参加、入退室は、原則として認めない。

3 入札者は、入札執行に関し、係員の指示に従わなければならない。

(入札書等の提出)

第9条 入札者は、所定の事項を記入し、記名押印した入札書を、あらかじめ入札公告又は入札通知書に示した日時及び場所において、入札執行者の指示により提出しなければならない。なお、押印はあらかじめ使用印として山口市に届出されたものでなければならない。

2 入札者は、建設工事及び別に指定がある場合は、工事費内訳書又は内訳書（以下「内訳書等」という。）を入札書と同時に提出すること。

(1) 郵便入札による場合の扱いは次のとおりとする。

入札者は、封筒に入札書並びに建設工事及び別に指定がある場合は入札価格に対応した内訳書等並びに指定した書類を同封し、一般書留又は簡易書留により入札（開札）日の前日（前日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、その日を除く。）までに到着するように発注課へ送付すること。指定した日時までに到着していない場合には無効とする。

(2) 来庁入札による場合の扱いは次のとおりとする。

入札者は、指定の日時、場所において入札書並びに建設工事及び別に指定がある場合は入札価格に対応した内訳書等並びに指定した書類を提出すること。ただし、内訳書等は予定価格を事後に公表する場合においては、初回のみ提出するものとする。なお、指定した時刻までに入札会場に入場できなかった者は無効とし、その入札には参加できないものとする。

3 入札者は、その提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできない。内訳書等、一般競争入札又は条件付一般競争入札における落札候補者が資格確認のために提出する書類も同様とする。

4 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（課税事業者にあつては、税抜き金額）を入札金額として記載すること。

郵便入札又は来庁入札において入札書に記載する金額は、アラビア数字（0、1、2、3・・・9）を用いて正確に記入し、金額の頭書に、¥の記号を付けるか、空白欄に横線を引くこと。入札書、内訳書等及び指定した書類は、鉛筆その他消えやすい用具を使わず楷書で丁寧に記入すること。入札書の文字の訂正、挿入及び抹消の箇所には必ず提出前に押印をすること。ただし、入札金額の加除訂正は認めないので新しい入札書を使用すること。

（来庁入札の代理）

第10条 入札者は、代理人をして入札させるときは、入札開始前に委任事項等が明確に記載された委任状（様式第4号）を提出しなければならない。なお、代理人の使用印は入札書に押印するものと、同一のものでなければならない。

2 一括委任状を提出している入札者で、一括委任状に記載の代理人が入札に参加する場合は、委任状の提出は不要とする。

3 代理人は、同一入札事項について他の入札者の代理をすることはできない。

4 入札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

（無効とする入札）

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

(1) 全ての入札に適用

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 入札書記載事項（工事名、（業務）委託名又は件名、入札書の宛先、入札価格、年月日及び入札者等）の漏れ、又は誤記等により内容が確認できない入札

※ 入札者等とは、山口市の競争入札参加資格の登録における入札者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名をいう（共同企業体にあつては、共同企業体結成届出書における共同企業体の名称並びに代表者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名をいう。）。

ウ 入札書記載の金額を加除訂正した入札

エ 入札者本人による入札の場合における、押印のない入札書による入札

※ ここでいう印とは、使用印鑑届において、あらかじめ山口市に使用印

として届出がなされたものをいう。

※ 代理人が行う入札においては、入札者本人の押印は不要とする。

- オ 内訳書等の提出が義務づけられている入札で、内訳書等が提出されない入札
- カ 入札価格と内訳書等の金額が異なる入札
- キ 入札書と内訳書等の工事名、(業務)委託名又は件名が異なる入札
- ク 入札時に提出する内訳書等に、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名印のない入札
- ケ 同一人が同一事項の入札について2通以上した入札
- コ 同一事項の入札において、代表者が同一人である複数の入札者がした入札
- サ 入札に際して虚偽又は不正の行為があった入札
- シ 明らかに談合によると認められる入札又は談合の疑いが払拭できない入札
- ス 入札保証金を必要とする入札で入札保証金を納めない者又は不足する者がした入札
- セ 民法(明治29年法律第89号)第95条(錯誤)により無効と認められるものを提出した者
- ソ その他指定した入札条件と合致しない入札
- タ 会場入札において、指定した時刻までに入札会場に入場できなかった者がした入札

(2) 郵便入札に適用

- ア 一般書留及び簡易書留以外で郵送された入札
- イ 入札書等が指定した日時までに到着していない入札

(3) 代理人による入札に適用

- ア 委任事項等が明確に記載された委任状を提出しない又は代理人としての権限を有しない者がした入札
- イ 代理人の記名押印のない入札書による入札
 - ※ ここでいう印とは、委任状の受任者使用印欄(あらかじめ一括委任状を提出している場合は当該一括委任状の受任者使用印鑑欄)に押印されたものをいう。
- ウ 同一事項の入札において、入札者本人が他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の入札者の代理をした者がした入札

(失格とする入札)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を失格とする。

- (1) 予定価格を事前に公表した場合で、予定価格を上回る金額の入札
- (2) 再度入札において、前回の最低価格以上の金額の入札
- (3) 指名競争入札において、入札辞退届を提出しない者
(入札の中止等)

第13条 入札の公告又は指名通知から落札の決定までの間において、入札者が談合し、又は不正不穩の行動をするなど、入札を公正に執行することができないと認められるとき、その他市が必要と認めるときは入札の執行を中止、延期又は取り消すことがある。なお、入札者は当該入札のために要した費用を市に請求することはできないものとする。

2 入札開始前に入札者が1者になった場合は、入札を中止する。ただし、一般競争入札又は条件付一般競争入札においてはこの限りでない。

3 再度入札において入札者が1者になった場合は、入札を中止する。

(開札)

第14条 開札の方法は、次のとおりとする。

(1) 郵便入札の場合

ア 開札は、入札公告又は指名通知書で指定した開札日時、場所において、立会人の立会いのもとで行う。

イ 立会人は、入札書等を郵送した者の中からくじにより2人を選定する。

ウ 選定された立会人には、立会人抽選結果通知書を指定した期日に通知(電話及びファックス)する。

エ 代表者(一括委任状を含む。)以外の者が立会人になる場合は委任状を提出しなければならない。

オ 開札に当たっては、落札者が決定した場合は、落札者とその価格を発表し、その後入札経過表を立会人に提示する。

(2) 来庁入札の場合

ア 開札は、入札場所において入札書の提出後、直ちに入札者の立会いのもとで行う。

イ 開札に当たっては、落札者が決定した場合は、落札者とその価格を発表し、その後入札経過表を入札者に提示する。

(郵便入札における入札者の傍聴)

第14条の2 前条第1号に規定する郵便入札の場合においては、入札者又はその代理人(立会人又はその代理人を除く。以下同じ。)は、当該入札を傍聴することができる。

2 入札者の代理人が入札を傍聴しようとするときは、傍聴委任状を入札執行者に提出しなければならない。

3 入札を傍聴する入札者又はその代理人は、入札会場における規律の保持に関して入札執行者の指示に従わなければならない。

(落札者の決定)

第15条 物品の買入れその他市の支出の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、次条の定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者以外の者を落札者とすることがある。

2 物品の売払いその他市の収入の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最高の価格で入札した者を落札者とする。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

第16条 予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者以外の者を落札者とする場合は、次のとおりとする。

(1) 低入札価格調査制度の場合

当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めて低入札価格調査制度により、あらかじめ調査基準価格を定め、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、落札（候補）者の決定を保留し、その者によりその価格で当該契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、その調査結果により落札者を決定する。また、調査基準価格を下回る入札を行った者（判断基準額を下回る入札を行った者を除く。）は、山口市上下水道事業低入札価格調査実施要領の規定により指定する日までに工事費内訳書を提出する等、調査に協力しなければならない。なお、期限内に提出が無い場合は、当該入札を無効とする。

(2) 最低制限価格制度の場合

当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めて最低制限価格制度により、最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格により入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする。なお、最低制限価格を下回る価格で入札をした者は不落札とする。

(再度入札)

第17条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。

(再度入札への参加制限)

第18条 無効、不落札又は失格となった者は、その後の再度入札には参加できない。

(落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合の落札者の決定)

第19条 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、来庁による競争入札の場合は直ちに、郵便による入札の場合は後日(指定した日)に、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、くじ引きを辞退することはできない。また、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。

(落札者の取消し)

第20条 落札者が次の各号の一に該当するときは、落札を取り消すものとする。

(1) 落札者が契約の締結を辞退したとき、又は指定した期限内に契約を締結しないとき。

(2) 入札に際し不穏不正があったと認められるとき。

(3) 法令及び規則に違反する事項が生じたとき。

(入札結果)

第21条 入札結果は、落札者の決定後速やかに発注課において入札経過表の閲覧及び市ホームページにより公表する。ただし、予定価格が250万円を超えない建設工事及び100万円を超えない建設コンサルタント業務等についてはこの限りでない。

(暴力団排除等に関する誓約)

第22条 入札者が入札書を提出したことをもって、次の事項を誓約したものとする。

(1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。)第10条第4号及び第6号から第9号までの暴力団排除条項に該当しないこと。

(2) 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

(3) 公共サービス改革法第10条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。

(異議の申立て)

第23条 入札者は、入札後、この心得、設計図書類等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第24条 郵便入札及び積算疑義申立て対象工事の入札の取り扱いについては、公告やそれぞれの共通事項等が優先する場合がある。

附 則

(施行期日)

- 1 この心得は、平成25年8月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この心得の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。
(山口市上下水道事業建設工事競争入札参加者心得等の廃止)
- 3 次に掲げる心得を廃止する。
 - (1) 山口市上下水道事業建設工事競争入札参加者心得
 - (2) 山口市上下水道事業建設コンサルタント業務等競争入札参加者心得
 - (3) 山口市上下水道事業物品調達及び業務委託(建設コンサルタント業務等を除く。)競争入札心得

附 則

この心得は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この心得は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この心得の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。
附 則
(施行期日)
- 1 この心得は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この心得の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この心得は、令和元年5月15日から施行する。
(経過措置)
- 2 次に掲げる事項のいずれかに該当する入札については、なお従前の例による。
 - (1) この心得の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行ったもの
 - (2) 令和元年9月30日までに引渡し予定の建設工事及び建設コンサルタント業務等並びに同日までに納品又は業務が完了する予定の物品調達及び業務委託に係るもの

(3) 物品調達及び業務委託（建設コンサルタント業務等を除く。）に係る入札であって、令和元年9月30日までに契約をし、かつ、同年10月1日以後に納品又は業務が完了する予定の契約のうち、入札及び当初契約の際に消費税及び地方消費税について同年10月1日の改正前の税率（消費税と地方消費税とを合わせた税率は8パーセント）を適用するとしたもの（契約において消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等の税率に変動が生じた場合は特段の変更手続を行うことなく相当額を加減したものを契約金額とする旨を定めるものを含む。）。

附 則

（施行期日）

1 この心得は、令和元年12月13日から施行する。

（経過措置）

2 この心得の施行の日（以下「施行日」という。）前に公告又は指名通知を行った入札で、施行日以後に行うものについては、原則として、この心得による改正前の山口市上下水道事業競争入札参加者心得（以下「旧心得」という。）の規定を適用する。ただし、この心得による改正後の山口市上下水道事業競争入札参加者心得（以下「新心得」という。）に定める様式による入札も有効とする。

3 施行日以後に公告又は指名通知を行う入札で、令和2年3月31日までにを行うものについては、旧心得に定める様式による入札も有効とする。

4 前2項の場合における無効とする入札については、新心得の規定に準拠した取扱いとする。

パスワード照会・回答書

年 月 日

山口市上下水道事業管理者
(発注課： 課)

住 所
商号又は名称
代表者職氏名
F A X 番 号

入札に参加するため、山口市ホームページで公告のありました下記工事名、(業務)委託名又は件名の設計図書類等ファイルを開くためのパスワードを取得いたしたく、照会書を送付いたします。

記

入 札 日	年 月 日
工 事 名 (業務)委託名 件 名	

照会のありました上記工事名、(業務)委託名又は件名の設計図書類等ファイルを開くためのパスワードを通知いたします。

パスワード	
-------	--

山口市上下水道局

課

- 課税事業者
 免税事業者

入札書

工 事 名 (業務)委託名 件 名	
-------------------------	--

入札金額	金	十	億	千	百	十	万	千	百	十	一	円

上記金額をもって、仕様書、山口市上下水道事業競争入札参加者心得及びその他入札条件（工事請負又は建設コンサルタント業務等にあつては、山口市上下水道事業建設工事標準請負契約約款又は山口市上下水道事業建設コンサルタント業務等約款並びに設計書、図面及び現場説明事項を含む。）を承諾の上、入札いたします。

年 月 日

入札者
住 所
商号又は名称
代表者職氏名

入札者の印
Ⓜ
<ul style="list-style-type: none"> ・使用印鑑届における使用印に限る ・代理人が入札する場合は押印不要

(代理人が入札をする場合は、以下にも記入・押印)

代理人氏名

代理人の印
Ⓜ
代理人が入札する場合のみ押印

発注者

山口市上下水道事業管理者 様

【注意事項】

- 金額は、アラビア数字 (0、1、2、3……9) を用いて正確に記入し、金額の頭書に、¥の記号を付けるか、空白欄に横線を引くこと。金額の加除訂正は認めないので書き損じた際は新しい入札書を使用すること。
- 入札者は、競争入札参加資格の登録における「山口市と契約を締結する相手方（本店又は委任先の支店・営業所等）の代表者（代表取締役、支店長等）」であること（共同企業体を除く。）。
- 入札者の代理人が入札をする場合、上記「入札者」の記入に加え、「代理人氏名」の記入及び「代理人の印」の押印が必要である。また、委任状の提出も必要である（一括委任状を提出済みの場合は、委任状は不要）。

課税事業者

免税事業者

入札書 (単価用)

件名	
----	--

入札金額	金	億	千	百	十	万	千	百	十	一	円	十	一	銭

上記金額をもって、仕様書、山口市上下水道事業競争入札参加者心得及びその他入札条件を承諾の上、入札いたします。

年 月 日

入札者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

入札者の印
・使用印鑑届における使用印に限る ・代理人が入札する場合は押印不要

(代理人が入札をする場合は、以下にも記入・押印)

代理人氏名

代理人の印
代理人が入札する場合のみ押印

発注者

山口市上下水道事業管理者 様

【注意事項】

- 1 金額は、アラビア数字 (0、1、2、3……9) を用いて正確に記入し、金額の頭書に、¥の記号を付けるか、空白欄に横線を引くこと。金額の加除訂正は認めないので書き損じた際は新しい入札書を使用すること。また、小数点以下第2位まで記入することができる。
- 2 入札者は、競争入札参加資格の登録における「山口市と契約を締結する相手方 (本店又は委任先の支店・営業所等) の代表者 (代表取締役、支店長等)」であること (共同企業体を除く)。
- 3 入札者の代理人が入札をする場合、上記「入札者」の記入に加え、「代理人氏名」の記入及び「代理人の印」の押印が必要である。また、委任状の提出も必要である (一括委任状を提出済みの場合は、委任状は不要)。

入 札 辞 退 届

工 事 名
(業務)委託名
件 名

このたび、下記理由により入札を辞退します。

記

入札辞退の理由

年 月 日

山口市上下水道事業管理者 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

【注意事項】

- 1 この入札辞退届は、入札開始前には発注課に提出すること。なお、郵送により提出する場合にあっては入札（開札）日の前日（前日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、その日を除く。）までに到達すること。なお、緊急によりあらかじめ提出できない場合は、辞退する旨を連絡し、速やかにこの届を提出すること。入札開始後にあっては入札と同様の方法により入札執行者に提出すること。
- 2 入札書を提出した後は、辞退することはできない。ただし、郵便入札による場合に限り、入札公告又は指名通知書で指定した開札日時までに、この入札辞退届を入札執行者に直接持参して提出することにより辞退することができる。また、ひとたび提出した入札辞退届は撤回することはできない。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、入札辞退届を提出しない者についてはこの限りでない。
- 4 入札を無断で辞退することがないよう十分留意すること。

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、次の工事名、(業務)委託名又は件名に関する入札見積の権限を委任する。

工 事 名
(業務)委託名
件 名

年 月 日

委任者

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

山口市上下水道事業管理者 様

記

受 任 者 氏 名		受 任 者 使 用 印	
--------------	--	----------------	--

【注意事項】

- 1 委任者は、競争入札参加資格の登録における「山口市と契約を締結する相手方（本店又は委任先の支店・営業所等）の代表者（代表取締役、支店長等）」であること（共同企業体を除く。）。
- 2 委任者の印鑑は、使用印鑑届において、あらかじめ使用印として山口市に届出がなされたものであること。
- 3 受任者は、入札会場に来場し入札する代理人をいう。